

(公社)神奈川労務安全衛生協会

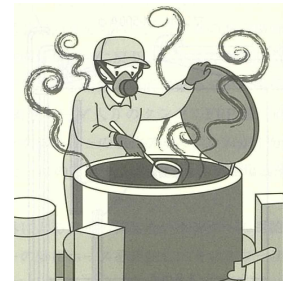
## 『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』の開催について

本講習は、労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第18号に掲げる特定化学物質を製造し又は取扱う作業（試験研究のため取扱う作業を除く）の特定化学物質等作業主任者選任予定者及び令第6条第20号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業の四アルキル鉛等作業主任者選任予定者を対象にした講習です。

講習修了後、試験合格者には「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了証」を交付いたします。

### 記

1. 日程
  - 1日目 : 令和4年6月14日(火) 9:20~16:35
  - 2日目 : 令和4年6月15日(水) 9:20~17:30
  - (受付開始 9:00)
2. 会場 小田原青色会館 3F会議室 (小田原市本町2丁目3-24)
3. 講師 協会専任講師
4. 受講資格 特になし
5. 受講料 15,540円/1人 (ネット割引はありません)
- (受講料 9,980円, テキスト: 3,960円、弁当代 2日間 1,600円含む、消費税込)



### 6. 講習科目・時間

学科講習

【4H】特定化学物質等による健康障害及びその予防措置に関する知識

【4H】作業環境の改善方法に関する知識

【2H】保護具に関する知識

【2H】関係法令

【1H】学科試験

### 7. 申込方法

- 1) 添付の「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習申込書」をコピーして使用して下さい。
- 2) 小田原支部のホームページからネット申込、または下記申込書に所定事項を記入のうえ小田原支部事務局にFAXして下さい。  
**小田原支部 FAX番号 0465-24-5820**
- 3) 開講日の4日前以降のキャンセル受付は出来ませんので、ご注意願います。
- 4) 受講料の支払いは下記の振込先をお願いします。※振込手数料はご負担願います。

横浜銀行 小田原支店 普通 0056462 神奈川労務安全衛生協会小田原支部

5) 締切日 : **令和4年6月3日(金)** (定員になり次第締め切ります)

申込取消 : **6月8日(水)まで**

### 8. 本人確認について

この特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を受講される方は講習会当日下記①～⑧にあげたうちの、いずれかの本人確認証明書をご持参頂きたく、宜しくお願い申し上げます。受付時に確認させていただきます。

- ① 国の法律に定められた免許証 (自動車運転免許証、衛生管理者免許証等)
- ② 住民基本台帳 (住基カード)、マイナンバーカード、住民票、戸籍抄本 (謄本)
- ③ 健康保険被保険者証 (健康保険証) ④パスポート (旅券) ⑤学生証、卒業証明書
- ⑥ 外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
- ⑦ H28年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証
- ⑧ " 再交付技能講習修了証

### 9. 注意事項

- ・2日目の試験時用に鉛筆 (B、2B) 及びプラスチック消しゴムのご用意をお願いします。
- ・健康チェック票 (HPから入手) を記入の上、持参し受付に提出ください。

※申込書にご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用させていただきます。

10・お問合せ先 神奈川労務安全衛生協会小田原支部 TEL 0465-24-1753

以上

6月分	第 回
開催日	令和4年 6月14・15日

会員番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習申込書

※印は記入しないこと

神奈川県労働局長登録 登録番号236

※ 受講No.	フリガナ	性別	生年月日	受講者現住所 (〒番号は必ず記入して下さい)	テキスト
	氏名				要○否×
		男・女	西暦 年 月 日	〒	
		男・女	西暦 年 月 日	〒	
		男・女	西暦 年 月 日	〒	
		男・女	西暦 年 月 日	〒	

ご注意；「本人確認」が可能な証明書等（詳細下記参照）を提示して頂きます。

本人確認可能な証明書等とは次のものとなります。①国の法律に定められた免許証（自動車運転免許証、衛生管理者免許証等）②住民基本台帳（住基カード）・マイナンバーカード・住民票・戸籍抄本（謄本）③健康保険被保険者証（健康保険証）④パスポート（旅券）⑤学生証・卒業証明書⑥外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書⑦平成28年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証⑧ 同 再交付技能講習修了証。

令和 年 月 日

公益社団法人 神奈川県労働安全衛生協会 会長殿

本講習は、労働基準法年少者労働基準規則第8条により満18才に満たない者を就かせてはならない定めとなっています。

受講料振込予定日 令和 年 月 日

事業場名

所在地 〒

担当者所属・氏名

TEL

FAX

ご記入いただいた個人情報については、当協会が責任を持って管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用させていただきます。